

「建築制限」に対するQ&A

質問 1

建築制限の区域内に自宅があるが、修繕して居住することは可能か？

建築制限について、修繕については可能ですが、復興計画の中で、地震、津波などに対して安心して住み働けるように道路や堤防の整備、住環境の向上を目指して土地区画整理等を検討しております。できれば大掛かりな修繕は待って頂きたいと思っております。

なお、建築制限区域は、被害が甚大であり、ガレキ撤去作業が続いており、ライフラインの復旧も完全ではありません。再建を目指す皆様の活動を大事にしたいところではありますが、余震や大雨による浸水の危険性がありますので、二次避難を検討して頂きたいと思っております。

質問 2

建築制限区域の全域で土地区画整理事業を実施するのか？

建築制限区域内においては、土地区画整理事業のほか、良好な住環境を誘導する地区計画や用途地域の変更等も考えられます。また、津波を防御する高盛土の道路や地盤沈下対策など、地元の方のご意見を伺いながら必要な事業を実施したいと考えています。

質問 3

具体的な復興計画はいつ示されるのか？

今回の災害における被害は、広範囲で甚大であり、県、市が復旧・復興に取り組むためには、政府の支援が不可欠です。現在、復興に係る財政支援について、政府に対して強く働きかけております。今後、政府の支援を基に復興計画が明確になり次第お知らせいたします。

質問 4

建築制限は5月11日までではなかったか？

建築基準法第84条の規定により、震災発生日から2か月間の建築制限を行ってまいりました。今回の震災は広範囲で甚大であり、この期間では、復興に向けた都市計画決定等を行うことが困難な状況にあるため、国において、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」が制定されました。石巻市においてもこの法律に基づき、9月11日まで制限することになりました。